

第2次都市計画マスタープラン（第2次計画 H23 年度～）の取組状況及び今後の課題と改定の方向性

項目	基本方針（都市レベル）	個別方針（都市レベル）	①取組状況及び今後の課題	②改定の方向性	庁内関連部署
1. 土地利用の基本方針	①都市地域と農業、森林地域の明確な区分化を図り、自然と調和のとれたまちづくりをめざします。	〈都市地域及びその周辺〉 下御料地区の用途地域に隣接する区域は、北の峰地区における観光振興や移住定住にも対応した、適切な土地利用へ誘導します。整備の際は、地区計画を活用して、周辺の居住環境や自然環境との調和に配慮します。	<ul style="list-style-type: none"> 下御料地区については、同地区の一部が農地転用され、今後も農地転用がすすむことが見込まれることから、平成29年度に特定用途制限地域（リゾート産業地区）に変更済みであり、あわせて景観地区を指定済みです。 これらの変更を行うことで、「自然と調和した観光リゾート開発を適切に誘導する地区」とし、また、工業系の用途の規制を強化し、一般住居系としての土地利用にするものとなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観地区を指定済みであることから、方針は継続のまま表現を見直します。 	<ul style="list-style-type: none"> 企画振興課【移住・景観】 市民協働課【自治】 農林課【農振地域】 商工観光課【観光振興】 農業委員会【農地】
		扇山地区の国道沿道の白地地域は、隣接する工業地と一体となった沿道利用に向けて秩序ある適切な土地利用の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 扇山地区の国道沿道の白地地域は、平成19年度に特定用途制限地域（主要幹線道路沿道地区）を指定しています。 当時、倶知安町で白地地域の土地取引が活発になっていたことや富良野市でも人口減少が進む中で、無秩序な乱開発による市街地拡大を抑制し、住環境に悪影響を及ぼすような建築物を規制するために進められました。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の規制、誘導により、今後も方針を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市建築課
		学田三区の国道沿道の白地地域は、当面は農業を振興する地区と位置付け、地域高規格道路富良野道路の開通後の交通動向等をふまえて、適切な土地利用を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 富良野道路が北の峰IC～布部ICで開通済みです。開通済みIC周辺での土地開発の動きは現状では確認されていません。 現在、富良野北道路5.7km（北の峰IC～中富良野IC）が整備中です。 北の峰IC周辺は特定用途制限地域（主要幹線道路沿道地区）を指定することで、無秩序な乱開発による市街地拡大を抑制し、住環境に悪影響を及ぼすような建築物を規制しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 北の峰IC～布部ICが開通済みのため周辺開発の可能性もあるが、旭川十勝道路の全体が開通するまでには数十年以上かかると見込まれることから、これまでどおり農業を振興する地区と位置付けます。 建築物の規制を強化する場合は、特定用途制限地域（主要幹線道路沿道地区）の規制内容の変更もしくは景観地区指定などの手法を検討する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 企画振興課【地域高規格道路】 農林課【農振地域】 都市施設課【地域高規格道路】 農業委員会【農地】

第2次都市計画マスタープラン（第2次計画 H23 年度～）の取組状況及び今後の課題と改定の方針

項目	基本方針（都市レベル）	個別方針（都市レベル）	①取組状況及び今後の課題	②改定の方針	庁内関連部署
1. 土地利用の基本方針	①都市地域と農業、森林地域の明確な区分化を図り、自然と調和のとれたまちづくりをめざします。	〈農業地域、森林地域〉 清水山、ナマコ山、スキー場などの周辺の豊かな森林地帯を、森林地域として積極的に保全していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 清水山、ナマコ山周辺は、平成19年度に特定用途制限地域（田園居住地区）を指定しています。また、同時期にスキー場周辺は特定用途制限地域（リゾート産業地区）を指定しています。 なまこ山は道立公園であり、田園居住地区としての規制が強いことから開発は進まないと考えられます。 清水山周辺においては、床面積が3,000㎡までの宿泊施設の建設が可能で、高さ制限も無いことから開発が進む可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 方針を継続します。 【ナマコ山】という表現について見直します。 ⇒なまこ山（朝日ヶ丘公園） とりわけ、清水山周辺において、建築物の規制を強める考えのもと、景観地区などの地区指定も可能となるよう記載すべきか検討が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 農林課 【森林】
		大沼地区、扇山地区、下五区の良い農地を、農業地域として積極的に保全します。	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内における大沼地区、扇山地区、下五区周辺は、平成19年度に特定用途制限地域（田園居住地区）を指定しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 方針を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> 農林課 【農振地域】 農業委員会 【農地】
	②自然と調和した観光リゾート整備に向け適切に誘導します。	農業、森林地域を保全し、自然と調和した観光リゾート整備に向け適切な誘導を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 下御料周辺においては、平成29年度に特定用途制限地域（田園居住地区）から（リゾート産業地区）に一部区域を変更しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 方針を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> 農林課 【農業・森林】 商工観光課 【観光リゾート】 農業委員会 【農業】
	③長期的な視野に基づいた市街地内の土地利用の促進をめざします。	〈住宅地〉 現在の市街地の形態を基本にして、専用住宅地と小規模の店舗や事務所等が共生する一般住宅地を適正に配置します。	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地の配置については、現在指定済みの用途地域を継続することを基本とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 方針を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市建築課
（駅東地区） 低層住宅を主体とした専用住宅地を配置し、必要に応じて地区計画を活用し、ゆとりある良好な住環境を保全します。		<ul style="list-style-type: none"> 現在指定済みの用途地域を継続することを基本とします。 <p>【用途地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 工業地域 <p>【地区計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東雲町地区計画 <ul style="list-style-type: none"> (1) 低層専用住宅地区 (2) 低層一般住宅地区 	<ul style="list-style-type: none"> 方針を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市建築課 	

第2次都市計画マスタープラン（第2次計画 H23 年度～）の取組状況及び今後の課題と改定の方針

項目	基本方針（都市レベル）	個別方針（都市レベル）	①取組状況及び今後の課題	②改定の方針	庁内関連部署
1. 土地利用の基本方針	③長期的な視野に基づいた市街地内の土地利用の促進をめざします。	JR 根室本線沿線には、中高層の共同住宅や地域センター病院が立地しており、引き続き一般住宅地として配置します。	・現在指定済みの用途地域（第1種住居地域）を継続することを基本とします。	・方針を継続します。	・都市建築課
		地区内の幹線道路沿道に必要な生活利便施設の立地を誘導します。	・現在指定済みの用途地域（第2種低層住居専用地域）により、150㎡以下の生活利便施設（コンビニ等）は立地可能となっています。	・方針を継続します。	・都市建築課
		（駅西地区） 中心市街地の中心商業業務地の周囲に一般住宅地を配置し、生活利便施設の確保とあわせて中高層住宅の建設を誘導し、街なか居住を推進します。	・区域マス（整開保）の見直しにあわせ、区分の見直しが必要です。 【区域マス（整開保）P2の記載内容】 Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 （1）主要用途の配置の方針 ①住宅地 ・本区域の住宅地は、高度利用住宅地、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。 ・高度利用住宅地は中心商業業務地の周辺及び駅西地区に配置し、まちなか居住の推進を図るほか、周辺住宅地の住環境に配慮した上で近隣住民のための大規模な生活利便施設や沿道サービス施設等が立地する居住と商業が複合化した土地利用の形成を図る。 ・一般住宅地は、高度利用住宅地の周辺に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ中低層住宅地として良好な住環境の形成及び保全を図る。また、一般住宅地を北の峰地区に配置し、観光レクリエーション関連施設等の立地と住環境の一体的な保全を図る。	・高度利用住宅地、一般住宅地の区分に応じた記載内容の見直しを行います。 ・「中心商業業務地」⇒「商業地」 ・「街なか居住」⇒「まちなか居住」 ・立地適正化計画の策定を視野に、都市のコンパクトシティ化に資する都市機能の誘導に言及します。 「都市機能を中心市街地へ誘導し、コンパクトシティの形成を推進します。」	・都市建築課 ・消防【準防火地域】 【高度利用住宅地とは】 利便性が高く多様な都市サービス機能を享受できる集合型の居住機能と居住者の利便を支える機能が複合した住宅市街地の形成を目指す地域 【一般住宅地とは】 戸建住宅から集合住宅までの多様な居住機能と市民生活の利便を支える機能が調和する市街地の形成を目指す地域で、第1種住居地域・第2種住居地域を指します 【専用住宅地とは】 低層住宅地として良好な住環境の形成を目指す地域で、第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域を指します。
		中心市街地の周囲に専用住宅地を配置し、戸建住宅と生活利便施設を中心とした良好な住環境を保全します。	・一般住宅地、専用住宅地の区分に応じた記載内容の見直しを行います。	・都市建築課 ・消防【準防火地域】	
国道38号と237号の沿線地区における沿道型住宅地としての土地利用の活性化を図ります。	・国道38号と237号の沿線地区は用途地域を準住居地域とすることで、規制を緩和しています。	・方針を継続します。 ・都市施設課 ・都市建築課			

第2次都市計画マスタープラン（第2次計画 H23 年度～）の取組状況及び今後の課題と改定の方向性

項目	基本方針（都市レベル）	個別方針（都市レベル）	①取組状況及び今後の課題	②改定の方向性	庁内関連部署
1. 土地利用の基本方針	③長期的な視野に基づいた市街地内の土地利用の促進をめざします。	(北の峰地区)	<ul style="list-style-type: none"> スキー場周辺は、第2種住居地域及び特定用途制限地域（リゾート産業地区）となっています。 基本的には一般住宅地を維持しますが北の峰西団地（公営住宅）の建て替え検討とあわせて、用途地域について検討する必要があります。（周辺に宿泊施設コンドミニアムの開発が進み、移転建替を志向するならば第2種住居地域を指定します。現地建替となれば2中高を維持します） 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持として方針を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工観光課【観光リゾート】 ・都市建築課
		朝日ヶ丘総合公園の周辺には専用住宅地を配置し、市営住宅などの共同住宅、戸建住宅と生活利便施設が立地する良好な住環境へ誘導します。			
		北の峰地区を観光振興や移住定住に対応した適切な土地利用を図る地区と位置付け、下御料地区の用途地域に隣接する区域は、自然環境及び既存住宅地の環境を阻害するおそれのある建築物の規制・誘導を図りながら、周辺と調和した一般住宅地としての活用を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に特定用途制限地域の区域変更及び景観地区を指定しています。 ・北の峰地区における第2種住居地域では、ホテルやコンドミニウム等の建設が進んでいます。 ・その一方で、地価高騰の原因となる高値での土地取引や上記施設への外国人観光客による地域固有の問題が発生しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に景観地区を指定した経過から、今後も用途地域、特定用途制限地域（リゾート産業地区）、景観地区を継続し、自然環境及び既存住宅地の環境を維持します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画振興課【移住】 ・市民協働課【自治】 ・商工観光課【観光振興】
		〈商業地〉 現在の中心商業地を市街地の核となる商業地として配置し、駅東地区、緑町地区に地区商業地を適正に配置します。	<ul style="list-style-type: none"> ・駅東地区及び緑町地区への商業地の適正配置について、現在の用途地域の範囲で商業施設が配置されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口が減っても都市機能を確保するコンパクトシティの考えのもと、商業地は中心市街地に配置することとします。 <p>「現在の中心市街地にある商業地を、市街地形成の要素である商店街の維持・持続に向け配置し、駅東地区、緑町地区に地区商業地を適正に配置します。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商工観光課【商業地の配置】 ・都市建築課

第2次都市計画マスタープラン（第2次計画 H23 年度～）の取組状況及び今後の課題と改定の方向性

項目	基本方針（都市レベル）	個別方針（都市レベル）	①取組状況及び今後の課題	②改定の方向性	庁内関連部署
1. 土地利用の基本方針	③長期的な視野に基づいた市街地内の土地利用の促進をめざします。	〈工業地〉 現在の花園工業団地と学田工業団地を専用工業地として配置し、扇山地区の国道38号沿線を沿道型工業施設が立地する一般工業地として配置します。	<ul style="list-style-type: none"> 現在指定済みの用途地域（工業地域）は、花園・学田・北斗に配置されています。 また、扇山地区の国道38号沿線は、用途地域（準工業地域）と特定用途制限地域（主要幹線道路沿道地区）となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来における土地利用の見通しとして、宅地化・市街化をすすめるべきではないと考え、現行のまま用途地域・特定用途制限地域を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市施設課【花園団地】 都市建築課
		現在の用途地域による土地利用規制を継続させ、良好な市街地形成をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域を基本として土地利用規制を行っております。 	<ul style="list-style-type: none"> 方針を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市建築課
	④効率的な土地利用規制による良好な市街地形成をめざします。	準工業地域が指定されている地区に特別用途地区を指定し、大規模集客施設を制限します。	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年に特別用途地区を設定し大規模集客施設の制限を完了済です。 建築基準法に定める大規模集客施設の立地可能な地域は、近隣商業地域・商業地域・準工業地域となっています。 特別用途地区を決定するにあたってはコンパクトシティの考えのもと、準工業地域に大規模集客施設を立地できないよう規制した経過にあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 方針を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市建築課
		中心市街地における準防火地域は、人口減少と高齢化の進行により市街地が変化していることや、市街地の再整備が行われることから、指定の見直しを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 近隣商業地域、商業地域の指定区域に合わせて準防火地域を見直し済みです。（平成26年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地再整備の可能性はあるものの、そのことを理由として準防火地域の指定を見直すことは考えられないため、項目削除もしくは表現を見直します。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市建築課 消防【準防火地域】
		工業地については、特別用途地区等を活用し工業地として合理的な土地利用の誘導を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 現在、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を指定しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 方針を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市建築課
		白地地域については、地域特性に配慮し良好な市街地形成を目指した特定用途制限地域指定に基づき建築物の規制・誘導を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 特定用途制限地域を基本として土地利用規制を行っております。 	<ul style="list-style-type: none"> 方針を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市建築課

第2次都市計画マスタープラン（第2次計画 H23 年度～）の取組状況及び今後の課題と改定の方向性

項目	基本方針（都市レベル）	個別方針（都市レベル）	①取組状況及び今後の課題	②改定の方向性	庁内関連部署
1. 土地利用の基本方針	⑤公共施設の適正な配置による土地利用の促進をめざします。	官公庁施設、文化施設、総合スポーツ公園、福祉施設、公営住宅等の公共施設を市街地内に適正に配置し、その周辺の土地利用の活性化をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> 現在の市役所庁舎及び文化会館周辺は、公共施設の建設が可能となるよう令和元年度に用途地域を変更しています。 総合スポーツ公園における施設の建替えを現在の位置に行う場合は、用途地域の変更（1住⇒2住）をする必要があります。 福祉施設である「北の峰ハイツ」が平成25年4月に東雲町（未利用地）に移転した経過にあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 例として公営住宅建替えが、現有地（北麻町 etc）で行われた場合、その周辺の土地利用を活性化するとコンパクトシティの考え方で矛盾することも考えられますので、【周辺の土地利用の活性化】という点は検討が必要です。 【土地利用の活性化⇒有効活用】 公営住宅の建替えによる土地の有効活用の考えとして、駐車場の整備や雪捨て場の確保が考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> 財政課【官公庁施設】 市民協働課【文化スポーツ施設】 高齢者福祉課【福祉施設】 福祉課【福祉施設】 都市建築課【公営住宅】
2. 市街地の開発及び再整備の基本方針	①中心市街地の再整備をめざします。	中心市街地活性化基本計画に基づき、滞留拠点整備等により街なか回遊を推進し、交流と賑わいが生まれる富良野の顔となる地区として魅力向上をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月末で中心市街地活性化基本計画が終了していますが、今後も中心市街地でのまちなか回遊を推進する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地活性化基本計画満了につき方針を見直します。 【市街地整備 2.0 を参考とした方針（案）】 「国の市街地整備 2.0 に準拠した、行政が中心に公共空間確保・宅地の整形化・建物の不燃共同化を志向した開発から、公民連携によるビジョンの共有や多様な手法を組み合わせた、エリアの価値と持続可能性を高める更新を目指します」 「中心街活性化基本計画による事業完了エリアと面的・時間的つながりを意識した、多様な手法による、柔軟で連鎖的な市街地整備を図っていきます」 	<ul style="list-style-type: none"> 都市建築課【中心街整備】 都市建築課【中心街整備】 都市建築課【街なか居住】
		中心市街地の生活利便性向上と快適な居住環境づくりを進めるとともに、中高層住宅の建設を誘導し、街なか居住を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> まちなか居住の推進については、現在、引っ越し助成を行うことでソフト面での誘導を図っています。 中高層住宅の建設誘導については、公民連携のもと引き続き検討が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 中高層住宅の建設誘導については今後も検討する必要があることから方針を継続します。 	
	②市街地内の面的な未利用地の開発整備を誘導します。	西町、北斗町、新富町、東雲町、北の峰地区における面的な未利用地を周辺の住環境と一体となり、ゆとりのある住宅地としての開発整備を誘導します。	<ul style="list-style-type: none"> 現状、左記の未利用地については農地となっています。 【未利用地の用途地域】 西町～第1種中高層住居専用地域 北斗町～第1種中高層住居専用地域 新富町～第2種中高層住居専用地域 東雲町～第1種低層住居専用地域 北の峰～第1種住居地域・工業地域 	<ul style="list-style-type: none"> 当面は農地ではありますが、住宅地として開発される可能性もあるため、現状の方針を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> 農林課【農業振興】 農業委員会【農地】

第2次都市計画マスタープラン（第2次計画 H23 年度～）の取組状況及び今後の課題と改定の方向性

項目	基本方針（都市レベル）	個別方針（都市レベル）	①取組状況及び今後の課題	②改定の方向性	庁内関連部署
2. 市街地の開発及び再整備の基本方針	②市街地内の面的な未利用地の開発整備を誘導します。	学田工業団地内の面的な未利用地を将来的な工業の振興が図れるような開発整備を誘導します。	・現在指定済みの用途地域（工業地域）を継続。	・方針を継続します。	
	③北の峰地区の振興に必要な面的な開発整備を検討します。	北の峰地区を観光振興や移住定住に対応した適切な土地利用を図る地区と位置付け、下御料地区の用途地域に隣接する区域は、一般住宅地として開発整備を検討します。	・特定用途制限地域の区域変更及び景観地区を指定済み。	・方針を継続します。 (検討します。⇒継続します。)	・企画振興課【移住】 ・商工観光課【観光振興】
3. 交通体系の整備に関する基本方針	①地域高規格道路を中心とした広域幹線道路網の整備をめざします。	地域高規格道路の整備に伴い、それを中心とした都市間幹線道路として国道38号及び237号を配置し広域幹線道路網の整備をめざします。	・富良野道路が北の峰IC～布部ICで開通済み。継続して富良野北道路が整備中。 【広域幹線道路網について】	・方針を継続します。	・企画振興課【高規格道路】 ・都市施設課【高規格道路】
	②将来的な土地利用を考慮した幹線道路網の整備をめざします。	将来の市街地を考慮し、市街地内幹線道路網の適正な配置と整備をめざします。	・現在指定済みの都市計画道路を基本とし、未着手道路については検討が必要です。	・方針を継続します。 市街地内幹線道路網については、配置が完了していますので、順次整備をめざすこととします。	
		市街地内幹線道路網と市街地外との良好なアクセスの確保、及び市街地外の主要施設や観光施設とのアクセスを確保するため、道路網の適正な配置と整備をめざします。	・現在指定済みの都市計画道路を基本とし、未着手道路については検討が必要です。	・方針を継続します。 上記同様	・商工観光課【観光施設】 ・都市施設課【道路網】
	③市街地内の幹線道路を再検討します。	北海道が策定した「都市計画道路見直しガイドライン」を参考に、未着手路線をはじめとする都市計画道路網の見直しを検討します。また、都市計画道路の見直しと併せて、見直し対象となった地域の土地利用について検討します。	・長期未着手の都市計画道路の見直し方針を策定し、西大通、平和通の見直しを実施済み。今後見直し方針に即した見直しを継続します。	・策定済み見直し方針に即して順次実施していく表現とします。	・都市施設課【幹線道路】
	④人にやさしい歩行者空間の創出をめざします。	市街地内幹線道路を中心に歩行者が安全に且つ快適に利用できるような歩道整備を促進し、回遊性を高める歩行者空間のネットワーク形成やバリアフリーを進めます。	・平成18年度に策定した「交通バリアフリー特定事業計画」に基づき、歩道整備を進めてきました。 特定経路（9路線）は実施済み 準特定経路（21路線）は実施中	・方針を継続します	・都市施設課【歩道整備など】
歩行者空間のネットワーク形成に併せて、回遊の魅力を高めるため、幹線道路内における歩行者の休憩空間の適正な配置をめざします。		・平成18年度に策定した「交通バリアフリー特定事業計画」に基づき、歩行者の休憩空間の整備を進めています。	・方針を継続します	・都市施設課【休憩空間】	

第2次都市計画マスタープラン（第2次計画 H23 年度～）の取組状況及び今後の課題と改定の方針

項目	基本方針（都市レベル）	個別方針（都市レベル）	①取組状況及び今後の課題	②改定の方針	庁内関連部署
	④人にやさしい歩行者空間の創出をめざします。			<ul style="list-style-type: none"> 歩いて暮らせるまちづくりの観点及び公民連携の視点を踏まえ方針を追記します。 官民のパブリック空間（街路、広場、民間空地等）をウォーカブルな人中心の空間への転換を図っていきます。 ＝ウォーカブル推進都市 また、歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、民間投資と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を目指します。 	
		市街地への来訪者や海外からの観光客も一人歩きできるような、サインや情報提供体制の整備をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> 中心街整備推進事業において、まちなかに案内看板を設置済みです。 また、外国語版の観光案内パンフを作成し対応しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 方針を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市建築課【中心街】
3. 交通体系の整備に関する基本方針	⑤東西市街地をつなぐ交通網の確保をめざします。	JR 根室本線により分断されている、東西市街地間のアクセスの確保をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ポポブリッジの整備により、徒歩及び自転車等によるアクセスを可能としています。 現状は線路があり、さらには駅周辺の市街地形成も進んだことから、東西市街地アクセス道路を整備することは困難と考えます。 一方で、今後の JR 根室本線の維持存続の状況によっては、東西市街地をつなぐ道路の整備について課題となる場合も想定されます。 	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺の市街地形成が進んでいることから、道路整備によるアクセス確保は困難と考え、項目削除もしくは方針を見直します。 	<ul style="list-style-type: none"> 企画振興課【公共交通】
	⑥環境への負荷が低く、人にやさしい交通体系整備をめざします。	市民の足を確保するため、市民の行動ニーズや地域の事情に応じて、適切なバス路線網の形成をめざします。市街地内の交通ネットワーク、市街地から周辺地域をつなぐ交通ネットワークの形成にあたっては、環境への負荷が低いバスや自転車を利活用しやすい環境づくりを検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通網形成計画の策定を検討されています。 市民アンケートの結果からも高齢者の足の確保が課題となっており、市街地及び市街地周辺と既存集落を結ぶ交通ネットワークの形成が課題となっています。 人口減少、新型コロナの影響でバス乗車人員が減少し、広域交通生活路線維持対策路線維持費補助金（2路線：道及び市補助）に該当しない可能性があり、既存の交通を維持することが困難になっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 方針を継続します。 地域公共交通網形成計画の策定及び市街地循環バスの実現により、交通ネットワークの充実に必要です。 第6次総合計画における公共交通政策の考え方と連動させた記載を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 企画振興課【公共交通】
4. 自然環境の保全及び公園緑地の整	①富良野らしい自然的環境の積極的な保全をめざします。	将来的な土地利用方針において位置付けられた森林地域及び農業地域の積極的な保全をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> 特定用途制限地域及び景観地区の指定により建築物の規制をしています。 	<ul style="list-style-type: none"> 方針を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市施設課【公園管理】
		緑の骨格を形成し、緑の軸となる空知	<ul style="list-style-type: none"> 特定用途制限地域及び景観地区の指 	<ul style="list-style-type: none"> 方針を継続します。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市施設課【河川管理】

第2次都市計画マスタープラン（第2次計画 H23 年度～）の取組状況及び今後の課題と改定の方向性

項目	基本方針（都市レベル）	個別方針（都市レベル）	①取組状況及び今後の課題	②改定の方向性	庁内関連部署
4. 自然環境の保全及び公園緑地の整備に関する基本方針	備に関する基本方針	川、富良野川等の良好な河川の積極的な保全と復元をめざします。	定により建築物の規制をしています。		
	②観光リゾート地と自然的環境の調和をめざします。	観光リゾート開発において、周辺の自然的環境の保全と調和を考慮した開発をめざします。	・特定用途制限地域及び景観地区の指定により建築物の規制をしています。	・方針を継続します。	・商工観光課【観光振興】
	③「緑の基本計画」に基づき、市街地内における公園緑地の適正な配置と整備をめざします。	地区住民が憩いとやすらぎを得ることができ、且つ地区のコミュニティ活動に寄与できるように公園緑地の適正な配置と整備をめざします。	・緑の基本計画は平成14年度に策定され、平成29年度に改定予定でしたが、緑化審議会で都市マス改定後に改定予定とした経過にあります。	・地区単位の公園緑地については、コミュニティ活動を促す観点から、地域団体と行政が連携し、既存の公園緑地を適正に維持管理するよう見直します。	・都市施設課【公園緑地】 ・都市建築課【緑化推進】
		市民が利用でき都市コミュニティ活動に寄与できるように、総合公園、運動公園、空知川河川緑地等の大規模公園緑地の適正な配置と整備をめざします。	・緑の基本計画は平成14年度に策定され、平成29年度に改定予定でしたが、緑化審議会で都市マス改定後に改定予定とした経過にあります。	・大規模な公園緑地については、防災上の観点から行政が主体となって、既存の公園緑地を適正に維持管理するよう見直します。	・都市施設課【公園緑地】 ・都市建築課【緑化推進】
	③「緑の基本計画」に基づき、市街地内における公園緑地の適正な配置と整備をめざします。	「緑の基本計画」に基づき、駅西地区と駅東地区を緑化重点地区とし、とりわけ中心市街地を緑化重点モデル地区と位置付け、先導的な緑化空間整備をめざします。	・緑の基本計画は平成14年度に策定され、平成29年度に改定予定でしたが、緑化審議会で都市マス改定後に改定予定とした経過にあります。	・「緑の基本計画」の改定にむけて、緑化重点地区及び緑化重点モデル地区は設定せず、全市的な緑化の維持を目指します。	・都市建築課【緑化推進】
④公共空間の緑化整備をめざします。	市街地内の小中学校、市役所等の公共施設内の緑化整備を促進し、公園緑地に準じるものとして地区住民が憩いとやすらぎを享受できる環境づくりをめざします。	・市役所新庁舎においても緑化に配慮した設計を検討しています。	・方針を継続します。 【補足】 ・都市計画の法律用語として、「公園緑地」とは空き地（交通や建物に使われていないオープンスペース）も含まれます。そのため、小中学校のグラウンドなどのように、植物に覆われていない場所も「公園緑地」となります。	・学校教育課【学校整備】 ・財政課【新庁舎】	
	市街地内の幹線道路沿線及び鉄道沿線における緑化整備を促進し、公園緑地と一体となった緑のネットワーク形成をめざします。	・例年、国道38号線沿いや商店街の沿道において、市民団体等が花を植えています。また、富良野市では富良野駅前において建設業協会若手経営者の協力により、花ポットに花を配置・管理しています。	・方針を継続します。	・都市施設課 ・都市建築課【緑化推進】	
⑤市街地内の公園緑地を誰でも利用できるような整備をめざします。	適正に配置された公園緑地において、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した整備を促進し、子供や若者と高齢者がつどい、世代を超えたコミュニケーションが創出されることをめざします。	・富良野市における公園緑地 街区公園：45箇所 近隣公園：1箇所（扇瀬公園） 地区公園：1箇所（若葉公園） 総合公園：1箇所（朝日ヶ丘総合公園） 風致公園：1箇所（鳥沼公園） 緩衝緑地：2箇所 広場公園：2箇所 都市緑地：17箇所	・方針を継続します。	・都市施設課【公園整備】	

第2次都市計画マスタープラン（第2次計画 H23 年度～）の取組状況及び今後の課題と改定の方向性

項目	基本方針（都市レベル）	個別方針（都市レベル）	①取組状況及び今後の課題	②改定の方向性	庁内関連部署
	⑥公園施設の安全性の確保と維持管理コストの削減を図るため、公園施設の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理をめざします。	既存公園の安全性の確保と維持管理コストの削減を図るため、公園施設の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理をめざします。	その他の公園：15箇所 ・平成23年度に公園施設の長寿命化計画を策定し、平成30年に計画の見直しを行っています。	・方針を継続します。 【計画を策定し】という文言を整理します。	・都市施設課【公園長寿命化】
	⑦住民参加による「まちごと公園」の促進をめざします。	市街地住民の参加と合意による住民所有地の庭づくり(ガーデニング)や花いっぱい運動等の「街並み」の緑化運動、民有地の樹木等の適切な維持管理によって「まちごと公園」の促進と浸透をめざします。	・各家庭や市民団体による緑化運動は定着しています。	・「まちごと公園」のキャッチフレーズを見直しますが、住民が主体的に公園緑地を守る取り組みについて、方針を継続します。	・企画振興課【景観】 ・都市建築課【緑化推進】
5. 都市防災に関する基本方針	①将来的な市街地を考慮した防災ネットワークの創出をめざします。	「富良野地域防災計画」に基づいて、広域避難所、避難所、避難場所の適正な配置をめざします。	・避難所等については、指定避難所として小中高校を指定し、非常用電源の確保や耐震改修を行っています。 ・引き続き、地域の実情に応じた施設整備が課題となっています。	・広域避難場所に指定されている公園緑地への防災機能の強化について追記を検討します。	・総務課【防災】
		交通体系の整備方針で位置付けた幹線道路網を、住民を安全に避難場所まで誘導する避難路として配置します。	・「富良野市地域防災計画」資料編において、避難路指定図を策定済みです。 ・交通体系の整備方針における課題と同様に、未着手道路の検討に応じて避難路指定図の修正が必要と考えています。 ・被災時における避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、国や北海道と連携し整備する必要があります。 ・また、避難路の沿道建築物の耐震化や無電柱化について検討が必要です。	・冬期間における避難路の確保及び避難路の沿道建築物の耐震化や無電柱化について追記を検討します。	・総務課【防災】
6. その他の都市施設の整備に関する基本方針	①高齢・長寿社会に向けた福祉施設の充実をめざします。	高齢・長寿社会の本格的な到来に向けて「富良野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、特別養護老人ホーム、グループホーム、介護付有料老人ホームなど介護・福祉施設の適正な配置をめざします。	・「富良野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」については、3年毎に計画の見直しを行っています。 ・現7期計画においては、ほぼ計画通り施設整備されていますが、現在グループホーム1か所(18人)が休止中となっています。今後については令和3年からの第8期計画で検討します。	・介護・福祉施設の適正配置をめざすと、方針を継続します。	・高齢者福祉課【福祉計画】 ・福祉課【福祉計画】

第2次都市計画マスタープラン（第2次計画 H23 年度～）の取組状況及び今後の課題と改定の方向性

項目	基本方針（都市レベル）	個別方針（都市レベル）	①取組状況及び今後の課題	②改定の方向性	庁内関連部署
6. その他の都市施設の整備に関する基本方針	②公共下水道の充実をめざします。	生活雑排水や産業排水などによる水質汚染対策を図るため、市街地の未整備区域の幹線管渠の整備を推進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図った改築更新をめざします。	・公共下水道施設の老朽化対策については、公共下水道基本計画（令和2年度計画策定）に基づき、施設及び管渠を更新していきます。	・方針を継続します。	・上下水道課
		雨水による浸水対策を図るため、雨水幹線の整備・改修を進めます。	・雨水幹線の整備・改修の取り組みについては、都度、対策を講じています。	・方針を継続します。	・上下水道課
	③将来的な住宅需要に対応した公営住宅の再整備をめざします。	将来的な住宅需要、かつ高齢社会に対応した公営住宅の再整備をめざします。	・公営住宅の建替えについては、現状「公営住宅等長寿命化計画」において、令和4年度まで行う予定となっており、それ以降の方針は未定となっています。	・公営住宅に関する今後の方針として、再整備及び改修による利活用の方向性を含めた見直しを検討します。	・都市建築課
	④将来的なごみ処理体制の確立と充実をめざします。	「富良野市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの収集、中間処理、最終処分、リサイクル等の処理体制の確立と充実をめざします。	・現行の分別区分以降、約90%のリサイクル率を継続しており、順調な処理体制を維持しているが、処理施設の老朽化が進み更新を見据えた検討が必要です。	・方針を継続します。	・環境課
	⑤総合スポーツ公園の整備・改修を進めます。	多様なスポーツレクリエーションニーズに対応するため、総合スポーツ公園の整備・改修を進めます。	・総合スポーツ公園の老朽化に伴う建て替えの検討が必要です。 ・毎年度、各競技団体より施設改修に関する要望を聞き取り、必要最低限の維持改修を行っています。	・方針を継続します。	・市民協働課
	⑥市場については、現施設を適切に維持管理します。	都市計画決定されている富良野市公設地方卸売市場は、施設の老朽化が進んでいることから適切に維持管理します。都市計画道路の見直しと併せて市場の区域についても検討します。	・H30より民間譲渡しています。 ・都市計画道路の見直しと市場の区域については、すでに検討がなされ現状となっています。 ・施設の更新が必要な場合は、都市計画決定された区域内でのみ実施できます。	・市場施設については、民間譲渡されても都市計画施設としての位置づけがされますので、基本方針・個別方針ともに見直しが必要です。	・都市建築課
	⑦周辺環境に配慮した河川整備に努めます	空知川、富良野川、ベベルイ川などの河川については、各種開発事業などとの調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策に努めます。	・親水機能に配慮した河川整備などについて、国や北海道と協議し治水対策に努めています。	・方針を継続します。	・都市施設課【河川整備】

第2次都市計画マスタープラン（第2次計画 H23 年度～）の取組状況及び今後の課題と改定の方向性

項目	基本方針（都市レベル）	個別方針（都市レベル）	①取組状況及び今後の課題	②改定の方向性	庁内関連部署
7. 都市景観形成に関する基本方針	①自然と調和したまとまりのある市街地景観の創出をめざします。	市街地周辺の豊かな自然と調和し四季折々の美しい景観を創出し、住宅地景観、商店街景観等の地区の個性によって形成される景観をまとまりのあるものとするをめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画を令和2年度に策定中です。 ・景観計画では、5つのエリア（市街地・田園・リゾート・沿道・森林）で景観形成基準を定め、良好な景観維持をめざしています。 ・富良野市全域において、色彩基準や自然環境との調和・良好な眺望への配慮を方針化することで、まとまりのある景観の創出をめざしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画における市街地景観エリア及びリゾート景観エリアに関する内容と整合性を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画振興課【景観】
	②中心市街地はまちの顔に相応しい景観形成をめざします。	中心市街地の整備に合わせ、来訪者が美しい環境の中で街なか回遊を楽しむことができるよう、富良野市のイメージを高める景観形成をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画を令和2年度に策定中です。 ・景観計画では、市街地エリアにおいて、人々の交流空間づくり等を目的に、歩行者に圧迫感を与えない建物の配置とするよう定めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画における市街地景観エリアに関する内容との整合性を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画振興課【景観】
	③景観法に基づく景観計画の策定に向け検討を進めます。	魅力あるデザインされた市街地と、富良野ならではの田園景観の保全と修景をめざして、景観法に基づく景観計画の策定及び景観行政団体への指定に向け検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画を令和2年度に策定しています。また、同時に景観行政団体へ移行します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定済みのため、景観計画策定及び景観行政団体への指定がされますので、その後の実効性ある取り組みを進める記載とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画振興課【景観】
7. 都市景観形成に関する基本方針	④景観形成を推進するための体制づくりをめざします。	景観形成は、基幹産業の農業、観光の振興にとっても重要となることから、市民、企業、行政が協働で持続的に取り組み、良好な景観を形成することができる体制づくりをめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観を形成する体制については、個々の団体など市民活動のなかで実行されています。 ・景観計画では、景観法に位置付けられている、景観協議会や景観整備機構の指定ができることとなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内の都市景観形成に関する基本方針として、景観計画における市街地景観エリア及びリゾート景観エリアに関する内容をまとめ方針化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画振興課【景観】